



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～

発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

(TEL)06-6210-1270

東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番12号 神田司町ビル3F

(TEL)03-3525-8282

HP:<http://task-legal.or.jp>



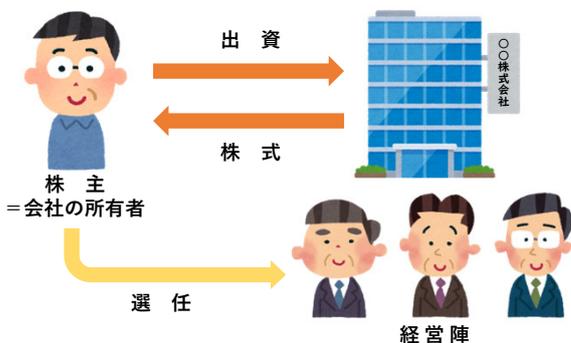
★今号のTOPIC★ 株式会社・合同会社について

前号で会社・法人の種類についてご紹介しましたが、今号は「株式会社・合同会社」についてより詳しく解説します。今まさに起業したい方、または将来の起業をお考えの方、まずは会社の仕組みについて知るところから始めてみましょう！

株式会社

出資者は会社に金銭や不動産等の財産を出資し、株式を取得します。株式とは、出資してくれた人に対して発行する証明書です。そして、株主は経営者を選出して会社の経営をさせます。つまり、**会社の所有者と経営者は分離**しているのです。株主は会社の経営に対して非常に大きな影響力を持ち、その結果会社の利益が上がれば保有株式の割合に応じて配当を受けることができます。

日本の場合、上場企業以外の会社は経営者が自ら出資をして株式を保有し、実質的に株主と経営者が一体となっていることがほとんどと言えます。



株主による会議「株主総会」とは...?

株式会社における人選や経営戦略などの重要な事項を決定する**会社の最高意思決定機関**です。

【株主総会での主な決議事項】

- ・役員（取締役・監査役）の選任・解任
- ・事業計画・予算・決算の承認、剰余金の配当
- ・定款の変更
- ・資本金に関すること（増資・減資）
- ・合併などの組織再編



社長、会長、代表取締役...何がどう違うの？

会社の最高経営責任者を「社長」「会長」などと呼ぶことが多いですが、実はこれ、法律用語ではありません。会社法では「代表取締役」を会社の代表者＝法律上の最高責任者と位置付けていて、「社長」「会長」はそれぞれの会社で決める独自の肩書なのです。ちなみに、代表取締役は1人でなければならないというルールはありませんので、複数の代表取締役がいる会社も大企業を中心に存在します。これから企業の経営陣交代のニュースなどを見たときには、ぜひ「代表取締役」や「代表権付の〇〇」というワードにご注目ください！

誰が株主か分からない!?

かつての株式会社では、「株券」と呼ばれる証券を持っていることが株主であることの証でした。現在はほとんどの会社で株券は交付されておらず、会社は自らどこの誰が何株保有しているか把握しなければなりません。会社法では「株主名簿」を作成し、株式の譲渡などがあった場合には都度書き換えをするよう規定されています。

合同会社

株式会社と異なり、出資者が自ら会社を運営する「持分会社」という形態で、誰がいくら出資したか定款に記載しなければなりません。

出資者のことを法律上「社員」と呼び、原則的に社員全員に会社の決定権がありますが、業務執行権（業務の指揮・命令等を行う権限）を持つ社員を定め、さらにその中から会社の代表者（代表社員）を選ぶことも可能です。

株式会社に置き換えていえば、代表社員＝代表取締役、業務執行社員＝取締役、業務を執行しない社員＝株主とイメージいただくのがいいでしょう。



決議は原則一人一票

持分会社は出資者に着目した会社形態であるため、出資額にかかわらず一人一票の議決権で会社経営に関する決議を行うのが原則で、場合によっては社員同士の意見対立が生じる可能性があります。事業承継などの重要な局面では社員全員の同意が求められますので、会社内のルール作りは慎重に行うことをおすすめします。

タスク司法書士法人では会社・法人登記の手続につき幅広く対応しております。ぜひお気軽にご相談ください！

次号の予告TOPIC 一般社団法人・一般財団法人・NPO法人について

有限会社を設立したい!

...ごめんなさい、今はもうできません

今でもよく見かける「有限会社」の名前、中小企業を中心に小規模な会社を運営するのに適した会社形態としてかつてよく設立されていました。しかしながら、2006年に施行された会社法で小規模な株式会社の設立が可能となったことにより有限会社との区別をする必要がなくなったため、制度が廃止されました。

現在は「有限会社」の名称はそのままに、株式会社とほぼ同様に扱われて事業が行うことが可能です。

